

栗東市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

栗東市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

2. 背景・目的

従来のインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる病原性や感染力の高い新型のウイルスの出現により、大きな健康被害と社会的影響をもたらされることが懸念され、また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。栗東市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、市行動計画という。）はこうした背景のもと、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え本市全体の体制を整備するための計画です。

このたび、計画の案がまとまりましたので、栗東市パブリックコメント実施要綱に基づき、この案に対する市民の皆様のご意見を募集します。

3. 基本的な考え方及び見直しの方針

新型インフルエンザ等対策政府行動計画が2013（平成25）年に策定されてから約10年ぶりに2024年（令和6）年7月に抜本的に改正され、これに伴い、2025（令和7）年7月に滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画が改正されました。

改正内容としては、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機の対応についてであり、具体的には、政府や県は対策項目を6項目から13項目に拡充、また、対策時期を5期（未発生期、海外発生期、国内発生期、国内感染期、小康期）から3期（準備期、初動期、対応期）に変更されました。

本市においても、上記の通り国・県の新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されたことを受け、次なる感染症危機に備え、迅速・的確に対応できるよう市行動計画の改定を行います。

3. 閲覧場所

市ホームページ、危機管理課（栗東市危機管理センター2階）、健康増進課（なごやかセンター）、市役所情報公開コーナー（庁舎1階）、各学区コミュニティセンター

4. 意見募集期間

令和8年4月30日（木曜日）～令和8年5月28日（木曜日）

5. 意見提出先および方法

■郵送・FAX・メール（締切日必着）または持参

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市役所市民部危機管理課 パブリックコメント担当宛

・持参の場合は午前9時00分から午後4時45分まで（土・日・祝・を除く。）

■FAX：077-518-9833

■メール：kikikanri@city.ritto.lg.jp

6. 意見書

- ・ご意見は、別添の意見書に記入して提出してください。
- ・ご意見の記入方法は、要点を項目として記入し、意見内容をできるだけ簡単明瞭にまとめて記述してください。
- ・氏名には必ずふりがなをつけてください。
- ・市内に住所を有しない人は勤務先または所属の名称をご記入ください。

7. 意見提出者の資格

市内の住所を有する人、市内に事業所または事務所を有する個人および法人その他の団体、市内に存する事業所または事務所に勤務する人、市内に存する学校に在籍する人、その他パブリックコメントにかかる事案に利害関係を有する人。

8. いただいた意見の取り扱い

- ・提出いただいた意見に対しては、内容を整理したうえで、後日これに対する市の考えとともに市ホームページにて公表します。
- ・意見募集結果公表の際は、ご意見の内容以外は公表しません。
- ・個々の意見に対して直接回答はしません。
- ・抽象的な意見や要望、具体的な検討ができないものなどには市の考えを示さないことがあります。
- ・意見に含まれる個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等個人を特定することができる情報）は、個人情報保護法に基づき適正に取り扱います。